

# デイサービスセンターいたや莊 身体拘束廃止に関する指針

## 1. 身体拘束廃止に関する理念

身体拘束は、利用者の生活の自由を制限することであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものです。当施設では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体的、精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識をもち、身体拘束をしないケアの実施に努めます。

### (1) 介護保険指定基準の身体拘束禁止の規定

サービス提供にあたっては、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為としています。

### (2) 緊急・やむを得ない場合の例外三原則

利用者個々の、心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解した上で身体拘束を行わないケアの提供をすることが原則です。しかしながら、例外的に以下の3つの要件の全てを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束を行うことがあります。

①切迫性：利用者本人または、他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる緊急性が著しく高いこと。

②非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替法がないこと。

③一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

※身体的拘束を行う場合には、以上の三つの要件を全て満たすことが必要です。

## 2. 身体拘束廃止に向けての基本方針

### (1) 身体拘束の原則禁止

当施設においては、原則として身体拘束及びその行動制限を禁止します。

### (2) やむを得ず身体拘束を行う場合

本人または他の利用者の生命または身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、切迫性・非代替性・一時性の3要件の全てを満たした場合のみ、本人・家族への説明・同意を得て行います。また、身体拘束を行った場合は、その状況についての経過記録を行いできるだけ早期に拘束を解除すべく努力します。

### (3) 日常ケアにおける留意事項

身体拘束を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことに取り組みます。

①利用者主体の行動・尊厳ある生活に努めます。

②言葉や対応等で利用者の精神的な自由を妨げないように努めます。

③利用者の思いをくみとり、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、多職種協同

で個々に応じた丁寧な対応をします。

④利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げるような行動は行いません。

⑤「やむを得ない」と拘束に該当する行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者に主体的な生活をしていただける様に努めます。

### 3. 身体的拘束廃等の適正化に向けた体制

#### (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の設置

当施設では、身体拘束の廃止に向けて身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（以下「身体的拘束適正化検討委員会」という）を設置します。

##### ①設置目的

- ・施設内での身体的拘束廃止に向けての現状把握及び改善についての検討
- ・身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続き
- ・身体拘束を実施した場合の解除の検討
- ・身体拘束廃止に関する職員全体への指導

##### ②身体的拘束適正化検討委員会の構成員

- ア) 施設長（委員長）
- イ) 生活相談員（副委員長・担当者）
- ウ) 看護職員
- エ) 機能訓練指導員
- オ) 介護職員
- カ) サービス提供責任者
- キ) 在宅介護支援センター責任者
- ク) その他、施設長が必要と認める者

##### ③身体的拘束適正化検討委員会の開催

- ・毎月（月1回）開催します。また、必要時は随時開催します。
- ・委員会は、運営委員会などの他の委員会と独立して設置・運営することが必要であるが、関係する職種や取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合は、これと一体的に設置・運営することができる。なお、委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うこともできる。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守する。

- ・急な事態（数時間以内に身体拘束を要す場合）は、生命保持の観点から多職種協同での委員会に参加できない事が想定されます。その為、意見を聞くなどの対応により各スタッフの意見を盛り込み検討します。

#### 4. やむを得ず身体拘束を行う場合の対応

本人または他の利用者の生命または身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合、以下の手順に従って実施します。

〈介護保険指定基準において身体拘束禁止の対象となる具体的な行為〉

- (1) 徘徊しないように、車椅子やイス・ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- (2) 転落しないように、ベッドで体幹や四肢をひも等で縛る
- (3) 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む
- (4) 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る
- (5) 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらない  
ように手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける
- (6) 車椅子・イスからずり落ちたり、立ち上がったりしないように、Y字型拘束帶や腰ベルト、車椅子テーブルをつける
- (7) 立ち上がる能力のある人に立ち上がりを妨げるような椅子を使用する
- (8) 脱衣やおむつ外しを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる
- (9) 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどで体幹や四肢をひも等で縛る
- (10) 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる
- (11) 自分の意志で開けることのできない居室等に隔離する

##### ①カンファレンスの実施

緊急性または切迫性によりやむを得ない状況になった場合、医師を中心として、身体拘束廃止委員会の構成員が集まり、身体拘束を行うことを判断する前に、①切迫性②非代替性③一時性の3要件の全てを満たしているかどうかについて検討・確認します。要件を検討・確認した上で身体拘束を行うことを選択した場合は、拘束の理由、部位・内容、拘束の時間帯、期間、拘束解除等について検討し、医師や生活相談員を中心に本人・家族に対し説明し同意書（記録1）を作成します。また、早期の段階で拘束解除に向けた取り組みの検討会を早急に行い実施に努めます。

##### ②利用者本人や家族に対しての説明

身体拘束の部位・内容、拘束の時間帯、期間、拘束解除等を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努めます。また、身体拘束の同意期限を越え、なお拘束を必要とする場合については、事前に本人・家族等と行っている内容と方向性、利用者の状態などを確認説明し、同意を得た上で実施します。

##### ③記録と再検討

法律上、身体拘束に関する記録は義務付けられており、ケース記録等を用いて、その態様及び時間・心身の状況・やむを得なかつた理由などを記録します。身体拘束の早期解除に向けて、身体拘束廃止委員会を隨時開催し、拘束の必要性や方法を検討し緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・再検記録（記録2）を作成します。その記録は2年間保存、行政担当部局の指導監査が行われる際に提示できるようにします。

#### ④拘束の解除

③の記録と再検討の結果、身体拘束の継続する必要がなくなった場合、速やかに身体拘束を解除します。その場合には、本人・家族等に報告します。尚、一旦、その時の状況から試行的に身体拘束を中止し必要性を確認する場合がありますが、再度、数日以内に同様の対応で身体拘束による対応が必要となった場合、家族等（身元保証人等）に連絡し経過報告を行うとともに、その了承のもと同意書の再手續なく生命保持の観点から同様の対応を実施させて頂きます。

### 5. 身体的拘束の適正化に向けた各職種の役割

身体拘束廃止に向け、各職種の専門性に基づくアプローチから、チームケアを行うことを基本とし、それぞれの果たすべき役割に責任をもって対応します。

(施設長)

- ・身体的拘束適正化検討委員会の統括管理
- ・医療機関、家族、その他機関との検討

(生活相談員)

- ・身体拘束廃止に向けた職員教育
- ・医療機関、家族、その他機関との連絡調整
- ・家族の意向に沿ったケアの確立
- ・施設のハード・ソフト面の改善
- ・記録の整備

(看護職員)

- ・医師との連携
- ・施設における医療行為範囲の整備
- ・重度化する利用者の状態観察
- ・記録の整備
- ・利用者の状態に応じた食事の工夫
- ・記録の整備

(機能訓練指導員)

- ・機能面からの専門的指導・助言
- ・重度化する利用者の状態観察
- ・記録の整備

(介護職員)

- ・拘束がもたらす弊害を正確に認識する
- ・利用者の尊厳を理解する
- ・利用者の疾病、障害等による行動特性の理解
- ・利用者の個々の心身の状態を把握し基本的ケアに努める
- ・利用者とのコミュニケーションを十分にとる
- ・記録は正確かつ丁寧に記録する

## 6. 身体拘束廃止・改善のための職員教育・研修

介護に携わる全ての職員に対して、身体拘束廃止と人権を尊重したケアの励行を図り、職員教育を行います。

- ①定期的な教育・研修（年2回）の実施
- ②新任者に対する身体拘束廃止・改善のための研修の実施
- ③その他必要な教育・研修の実施

## 7. 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する指針の閲覧について

この指針は、当施設内において、いつでも自由に閲覧することができます。

### 【附 則】

- 1. この指針は、平成30年4月1日から施行する。
- 1. この指針は、令和3年4月1日から施行する。